



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B40巻ーバイオ燃料**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B40 巻ーバイオ燃料

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B40 巻ーバイオ燃料

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## バイオ燃料

### 産業に関する記述

「バイオ燃料」産業は、バイオ燃料を生産し、その生産のために原材料を加工する企業により構成される。バイオ燃料は有機化学原料を用いて製造され、主として輸送燃料として使われる。企業は典型的には農産物の流通業者から、食品、油料穀物、及び動物製品を含む原料を調達する。最も広く生産されているバイオ燃料はエタノールとバイオディーゼルであるが、他の種類としてはバイオガス、バイオ水素及び合成バイオ燃料があり、さまざまな有機化学原料を用いて生産される。バイオ燃料企業の顧客は、主として燃料混合を行う企業及び燃料供給を行う企業であり、これには大手総合石油企業も含まれる。バイオ燃料は世界中で生産されているが、バイオ燃料産業の上場企業は主として米国においてオペレーションを行っており、一部の企業は米国外、特にインド、ブラジル及び韓国で小さなオペレーションを行っている。再生可能燃料の使用に関連する政府の規制が、この産業の需要を著しく左右する要因である。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
製造における水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	千立方メートル (m <sup>3</sup> ), パーセンテージ (%)	RR-BI-140a.1
	水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明	説明及び分析	該当なし	RR-BI-140a.2
	水質の許可、基準及び規制に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) 件数	定量	数	RR-BI-140a.3
ライフサイクル排出量バランス	バイオ燃料のタイプ別のライフサイクル温室効果ガス (GHG) 排出量	定量	メガジュール (MJ)あたりの CO <sub>2</sub> 換算グラム数	RR-BI-410a.1
原料生産の調達及び環境上の影響 (impacts)	原料生産の環境上の影響 (impacts) に伴うリスク管理戦略についての説明	説明及び分析	該当なし	RR-BI-430a.1
	環境サステナビリティ基準の第三者認証を受けたバイオ燃料生産の割合	定量	ガロン数のパーセンテージ (%)	RR-BI-430a.2



## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
法規制環境 の管理	政府プログラムを通じて受け取 った補助金額	定量	報告通貨	RR-BI- 530a.1
	産業に影響を及ぼす (affecting) 環境及び社会要因 に対応した政府規制又は政策提 言 (又はこの両方) に関する企 業の地位についての説明	説明及び分 析	該当なし	RR-BI- 530a.2

## 製造における水管理

### トピックサマリー

バイオ燃料の精製は、通常、水を大量に消費する。バイオリ精製所では、原料の処理、発酵、蒸留及び冷却に水が必要である。バイオリファイナリーでの水の使用は、原料作物の生産中に消費される量に比べてあまり多くないが、集中的に使用されるため、地域の水資源に影響（impacts）を与える場合がある。施設は、塩類、有機化合物、溶存固形物、リン及びその他の物質を含む廃水を生成する場合もあり、廃水処理が必要である。また、バイオ燃料精製所は、水の入手可能性の低下、関連するコストの増加又はオペレーション停止のリスクにさらされる場合がある。精製のオペレーションによる水源の汚染と同様に、精製を目的とした特定の地域からの水の採取も、規制上のリスク及び地域コミュニティとの緊張を生み出す可能性がある。そのため、オペレーションにおける水の効率性及び廃水の適切な処理は、バイオ燃料企業のパフォーマンスにとって重要な（important）要素である。

### 指標

#### RR-BI-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 1.1 水資源には、地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びにその他の企業、地方自治体の水道供給者、又はその他の水道事業者から取得した廃水を含める。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
  - 2.1 淡水は、企業が営業を行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、米国地質調査所によると百万分の 1,000 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。
  - 2.2 米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 3.1 消費水量は以下のとおりに定義する。
    - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
    - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
    - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）に

よって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。

- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合で開示しなければならない。
- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

### RR-ST-140a.2. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明

- 1 企業は、取水、水消費並びに排水又は廃水（又はこの両方）に関連する水管理リスクを記述しなければならない。
  - 1.1 取水及び水消費に関連するリスクには、十分に清潔な水資源の入手可能性に対するリスクを含める。また以下を含むが、これらに限定されない。
    - 1.1.1 環境面での制約 — 水ストレス地域での営業、干ばつ、水生生物の閉込め又は巻込め、経年変動又は季節変動、及び気候変動の影響によるリスク等
    - 1.1.2 規制及び財務上の制約 — 水道料金の変動、取水に関連するステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）、他の水利用者との直接的な競合及び影響（**impact**）（例：企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水利権又は許可を取得及び保持する企業の能力に対する制約
  - 1.2 水又は廃水（又はこの両方）の排出に関連するリスクは、排出に関連する権利又は許可の取得、排出に関連する規制への準拠、排出に対する制約、排水の温度管理を維持する能力、賠償又は風評リスク（又はこの両方）、並びに、排水に関連する規制及びステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織、規制機関の組織）による営業コストの増加を含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、以下の文脈において水管理リスクを記述する必要がある。
  - 2.1 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水又は廃水などの水源によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
  - 2.2 地表水、地下水又は廃水処理施設などの排出先によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
- 3 企業は、水管理リスクがオペレーションに及ぼす潜在的な影響（**impacts**）及びそのようなリスクが顕在化すると予想される時期について説明する必要がある。
  - 3.1 影響（**impacts**）には、コスト、売上、負債、オペレーションの継続性、風評などを含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、水管理リスクを軽減するための短期及び長期の戦略又は計画について説明しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。

- 4.1 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の範囲。例えば、様々な事業単位、地域又は水を消費するオペレーション・プロセスとどのように関係しているかなど。
- 4.2 優先する水管理のゴール又は目標（又はこの両方）、及び、それらのゴール又は目標（又はこの両方）に対するパフォーマンスの分析
  - 4.2.1 ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込の軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関するものを含むが、これらに限定されない。
- 4.3 計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）を達成するために必要な活動及び投資並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える可能性のあるリスク又は制限要因
- 4.4 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）又は完了した活動に限定しなければならない。
- 5 水管理の目標について、企業は追加で以下を開示しなければならない。
  - 5.1 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母
  - 5.2 開始年、目標年及び基準年を含む、水管理計画のタイムライン
  - 5.3 以下を含む、目標を達成するためのメカニズム
    - 5.3.1 水のリサイクル又は循環システムの使用（又はこの両方）など、効率化に関する取組み（efforts）
    - 5.3.2 必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計等の、製品のイノベーション
    - 5.3.3 水生生物への閉込又は巻込の軽減を可能にするような、プロセス及び機器のイノベーション
    - 5.3.4 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及びテクノロジーの使用（例：World Wildlife Fund の Water Risk Filter、Global Water Tool、Water Footprint Network Footprint Assessment Tool）
    - 5.3.5 地域又は他の組織とのコラボレーション又はプログラム
  - 5.4 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。
- 6 企業は、水管理の実務が、組織内でライフサイクルへの影響（impacts）又はトレードオフを新たにもたらしたかどうかを説明しなければならない。これには、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む。また、ライフサイクルのトレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても説明しなければならない。

### RR-BI-140a.3. 水質の許可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）件数

- 1 企業は、技術ベースの基準への違反（violation）、並びに、定性ベースの基準の超過を含め、違反事例（instances of non-compliance）の総数を開示しなければならない。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 2 開示の範囲には、国、州及び地方の法的許可及び規制が適用される事案（incidents）を含める。これには、危険物質の排出（discharge）、前処理要件への違反（violation）又は 1 日当たりの総最大負荷量（TMDL）の超過を含むが、これらに限定されない。
- 3 開示の範囲には、正式な執行措置につながった違反事案（incidents of non-compliance）のみを含めなければならない。
  - 3.1 正式な執行措置は、水質に関する法令、規制、政策又は命令への違反（violation）若しくは違反のおそれ（threatened violation）に対処する政府の措置と定義し、とりわけ行政罰命令、行政命令、及び司法措置などにつながる可能性がある。例えば、~~米国環境保護庁（EPA）は、正式な執行措置の範囲を EPA ウェブサイト上の Informal and Formal Actions, Summary Guidance and Portrayal（非公式及び正式な措置、要約ガイダンス及び記述）において提供している。~~
- 4 違反（violations）は、測定方法又は頻度にかかわらず、開示しなければならない。これには、以下に係る違反（violations）を含む。
  - 4.1 継続的な排出（discharge）、制限、基準及び禁止事項で、一般的に日平均の最大値、週平均の最大値及び月平均の最大値で表されるもの
  - 4.2 非継続的な排出（discharge）及び制限で、一般的に頻度、総質量、最大排出率及び特定の汚染物質の質量又は濃度の観点で表されるもの

## ライフサイクル排出量バランス

### トピックサマリー

世界のバイオ燃料生産の急速な成長は、輸送燃料からの GHG 排出量の純量の削減及び化石燃料への依存度の低減を目指す政府のエネルギー政策によるところが大きい。世界中の主要な再生可能燃料政策の多くにおいて、バイオ燃料は、化石燃料のベースラインと比較してライフサイクルにわたる GHG 排出の削減を達成し、再生可能燃料の使用義務の閾値を満たす必要がある。バイオ燃料のライフサイクル排出量の計算には、原料作物の生産及び土地の利用からの間接的及び直接的な排出量、燃料精製、燃料及び原料の輸送、並びに車両から排出される排出量を含めることがある。バイオ燃料生産者は、エネルギー管理（燃料の使用）、プロセスのイノベーション、及び排出プロファイルの低い原料の使用を通じて、精製プロセス中における排出量の純量に直接影響を与える（influence）ことができる。排出量の純量の削減を達成する燃料製品は高度なバイオ燃料とみなすことができ、米国及び欧州での既存のバイオ燃料に関する使用義務に基づいて、将来の需要増加の対象となる場合がある。製品の炭素排出量の純量を費用対効果の高い方法で削減するバイオ燃料企業は、競争力のある製品優位性を獲得し、売上を成長させ、市場シェアを拡大する場合がある。

### 指標

#### RR-BI-410a.1. バイオ燃料のタイプ別のライフサイクル温室効果ガス（GHG）排出量

- 1 企業は、~~EPA 再生可能燃料基準 2 (RFS2)~~ の要求事項に従って計算された、生産するバイオ燃料のカテゴリごとのライフサイクル GHG 排出量（メガジュールあたりの CO<sub>2</sub>換算のグラム単位）を開示しなければならない。
  - 1.1 ~~ライフサイクル GHG 排出量は、米国大気清浄法（CCA）第 211 条(a)(1)で、原料の生成又は抽出から、完成燃料の流通及び提供を通じ、最終的な消費者及び燃料の使用に至るまで、燃料及び原料の製造及び流通のすべての段階を含む、燃料ライフサイクル全体に関連した GHG 排出（直接排出、及び土地利用の変更による重大な（significant）排出等の重大な（significant）間接排出を含む）の合計と定義する。ここにおいて、すべての GHG の質量値は、相対的な地球温暖化係数（global warming potential）を考慮して調整する。~~
  - 1.2 企業は、生産するバイオ燃料のタイプごとにライフサイクル GHG 排出量を開示しなければならない。バイオ燃料のタイプには、~~以下を含む RR-BI-000.B で開示されているものであり、EPA の再生可能燃料規格のカテゴリに基づく以下が含まれる。~~(1)再生可能燃料、(2)先進バイオ燃料、(3)バイオディーゼル ~~バイオマスベースのディーゼル及び~~ (4)セルロース系バイオ燃料。
    - 1.2.1 再生可能燃料は、バイオマスによってもたらされる燃料であると定義する。
    - 1.2.2 先進バイオ燃料は、藻類、家畜糞尿、トウモロコシの穂軸、ブドウの搾りかす、酒粕、ナッツの外殻、林業及び森林を基礎とした産業における外皮の廃棄物及び残余物、並びに使用済調理用油等によってもたらされる燃料であると定義する。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

1.2.3 バイオディーゼルは、菜種、ヒマワリ、大豆、パーム油及び廃棄済調理用油のような油からもたらされる燃料であり、ディーゼル燃料の代替として用いられるものであると定義する。

1.2.4 セルロース系バイオ燃料は、森林由来のバイオマス、木材エネルギー作物、藁、ストーパー（訳者注：原文は *strove* だが *stover* の誤りと思われる。）、外皮、草及び被覆作物等のリグニン、セルロース及びヘミセルロースによって構成される物質からもたらされる燃料であると定義する。

### 2 企業は、計算に用いた法域の基準又は規則を開示しなければならない。

~~企業は、カリフォルニア州大気資源委員会の低炭素燃料標準プログラム、欧州連合再生可能エネルギー指令及びサステナブル・バイオマテリアルに関する円卓会議（RSB）認証の計算結果を含め、計算のいずれかの結果が EPA RFS2 計算の結果と著しく異なる場合に、該当するすべてのライフサイクル GHG 排出量の結果を開示する必要がある。~~

## 原料生産の調達及び環境上の影響 (impacts)

### トピックサマリー

「バイオ燃料」産業は、生産用の原材料としてさまざまな植物ベースの原料を利用している。大半の企業は、農業生産者及び流通業者から原料を購入している。現在、世界の耕地でバイオ燃料作物が占める割合が増えている。持続不可能な栽培実務は、森林破壊及び生物多様性の喪失、土壌の劣化、水質汚染等、負の環境外部性を持つ可能性がある。これらの要因は、短期的及び長期的に原料作物の収量に悪影響を及ぼす (affect) 可能性がある。これは、バイオ燃料生産者向けの原料の価格及び入手可能性に影響を与える (influence) 可能性がある。したがって、認証又はサプライヤーとの対話等を通じて、サプライチェーンのサステナビリティを検証することは、バイオ燃料生産者にとって重要な (important) 考慮事項である。

### 指標

#### RR-BI-430a.1.原料生産の環境上の影響 (impacts) に伴うリスク管理戦略についての説明

- 1 企業は、原料生産に伴う環境上の影響 (impacts) 及び規制上のリスクを管理するための戦略を説明しなければならない。そのリスクには以下を含む場合があるが、これらに限定されない。
  - 1.1 気候変動の影響 (impacts) によって生じる原料供給及び価格設定へのリスク (例えば、異常気象の発生可能性の増大、清浄な水資源の入手可能性の低下、耕地に対する競争激化、気温上昇による収穫量の減少などがある。)
  - 1.2 サプライヤーの環境衛生上の影響 (impacts) に関連する、長期的な原料供給へのリスク。これには、単一栽培の実務又は肥料及び殺虫剤の使用 (又はこの両方) が原因となる場合がある、生物多様性及び土壌健全性への影響 (impacts) を含む。
  - 1.3 規制によって生じる制約 (例えば、再生可能燃料の使用義務 (米国の RFS2 及び EU の再生可能エネルギー指令を含む) におけるサステナビリティ規準の遵守、原料を栽培できる土地のタイプに関する潜在的な規制上の制限、再生可能なバイオマスとみなされるものに対する潜在的な制限、原料生産の環境上の影響 (impacts) によるバイオ燃料の使用義務への公的若しくは政治的支援の潜在的な減少又は喪失、並びに遺伝子組換え作物 (GMO) の使用に対する抵抗などがある。)
- 2 本開示の範囲は、RR-BI-410a.1 に記載されているライフサイクル温室効果ガス (GHG) 排出に伴うリスクを除外する。
- 3 企業は、清浄な水資源の入手可能性を、原料供給又は価格設定 (又はこの両方) のリスクとして識別する場合、水ストレスを伴う原料栽培地域に対する脆弱性及びこれらの地域からの原料を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているかを説明しなければならない。
  - 3.1 企業は、世界資源研究所 (WRI) の水リスクアトラス (Water Risk Atlas) ツールである Aqueduct (アキダクト) によって、ベースライン水ストレスが「高



い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」成長地域からの既知の原料源を識別すべきである。

- 4 企業は、規制によって生じる制約並びに入手可能性及び価格の制限を含む、原料生産に関連するリスク又は機会（又はこの両方）を管理するためのアプローチを記述しなければならない。
  - 4.1 説明すべき関連する戦略には、環境サステナビリティ基準の第三者認証を受けた原料生産者からの調達、サプライヤーの多様化、原料調達基準を使用して環境上の影響（impacts）が少ない又は環境外部性の影響（effects）への適応性が高いさまざまな原料（例えば、干ばつ耐性又は耐病性の原料）のサプライヤーの選定基準の使用、サプライヤー監査、企業が原料調達源をよりよく統制している地域からの調達、並びに環境外部性の影響を受けにくい代替原料及び代用原料の研究開発（R&D）への支出が含まれる。
  - 4.2 企業は、原料サプライヤーを評価するために使用するサステナビリティ基準を開示すべきである。

#### RR-BI-430a.2. 環境サステナビリティ基準の第三者認証を受けたバイオ燃料生産の割合

- 1 企業は、環境サステナビリティ基準の第三者認証を受けたバイオ燃料の生産量（ガロン単位）について、バイオ燃料の総生産量（ガロン単位）で除した割合を計算しなければならない。
- 2 環境サステナビリティ基準には、Bonsucro、the Council on Sustainable Biomass Production（CSBP）、International Sustainability & Carbon Certification（ISCC）、Roundtable on Sustainable Biomaterials（RSB）及び Roundtable on Responsible Soy（RTRS）のほか、同等の基準を持つその他の基準を含める。
  - 2.1 基準には少なくとも、環境のサステナビリティに関する以下のトピックを含めるべきである。
    - 2.1.1 GHG 及びその他の大気放出、水消費及び品質、土壌健全性、肥料及び殺虫剤の使用、土地利用の変化、生物多様性並びに廃棄物管理
- 3 企業は、バイオ燃料が認証されている認証スキーム及び各スキームに認証されている生産の割合を開示すべきである。

## 法規制環境の管理

### トピックサマリー

「バイオ燃料」産業は、政府の政策及び規制に大きく依存している。政府の政策及び規制は、市場の需要を生み出し、税制優遇措置及びその他の原料生産への支援によって供給を動機付けている。したがって、「バイオ燃料」産業は、再生可能燃料政策、生産税額控除及び原料生産に関連する特定の規制及び政策を支援している。規制による支援は、バイオ燃料市場を支援することで短期的な利益をもたらす可能性があるが、原料及びバイオ燃料の生産による潜在的かつ長期的な環境上の悪影響（impacts）は、有益な政策を覆し、規制環境をより不確実にする場合がある。その結果、バイオ燃料企業は、長期的に持続可能なビジネスの結果と整合し、環境の外部性を考慮した、規制当局に参与するための明確な戦略を開発することで、便益を得る可能性がある。

### 指標

#### RR-BI-530a.1. 政府プログラムを通じて受け取った補助金額

- 1 企業は、報告年度中に政府プログラムを通じて受け取った補助金の額を開示しなければならない。補助金には、混合税及び生産税などの税額控除、研究開発などのプロジェクトへの資金提供、輸入関税、直接支払、資本補助金、融資及び融資保証、並びに政府の省庁又はプログラムから受け取ったその他の金銭的支援を含む。
- 2 政府プログラムには、国、地域、州、及び地方レベルの世界中のプログラムを含む。
- 3 企業は、受け取ったバイオ燃料補助金のタイプ及びそれぞれの金額を開示する場合がある。バイオ燃料補助金のタイプには、混合税及び生産税などの税額控除、資本補助金、直接支払、融資及び融資保証、競合製品への追徴金又は関税、並びに研究開発等のプロジェクトへの資金提供を含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、会計処理方法（例えば、繰延法、フロースルー法、投資税額控除についての米国会計基準以外の方法等）に関係なく、報告年度中に認識された合計金額として補助金の金額を開示しなければならない。

#### RR-BI-530a.2. 産業に影響を及ぼす（affecting）環境及び社会要因に対応した政府規制又は政策提言（又はこの両方）に関する企業の地位についての説明

- 1 企業は、重大な（significant）財務的影響（impact）を与える場合のある環境及び社会要因に関連する、法律、規制又はルール形成（又はこれらの複数のもの）（以下、総称して「法規制環境」と呼ぶ）に関連して直面するリスク及び機会を識別しなければならない。
  - 1.1 この範囲には、既存、新規及び既知の将来のリスク並びに機会を含めなければならない。
  - 1.2 この範囲には、国、州、及び地方レベルで国内及び国際的に存在する場合のあるリスク及び機会を含めなければならない。

- 1.3 重要性がある (material) 環境及び社会要因に関連する規制環境には、温室効果ガス以外の大気排出、温室効果ガス (GHG) 排出、取水及び排水、原料の調達並びにプロセス及び従業員の安全に関連するものを含める。
- 2 関連するリスクには、コンプライアンス・コストの増加リスク、政策が覆るリスク (例えば、既存の環境規制の変更に関連するリスク)、金銭的インセンティブの喪失のリスク (例えば、税控除の削減又は撤廃)、法規制環境に係る企業のスタンス及び関連する行動による評判に関するリスク、法規制環境が長期的な戦略と整合しないリスク、並びに顧客、投資家及びその他のステークホルダーの期待との不整合のリスクを含むが、これらに限定されない。
- 3 関連する機会には、財政状態の改善 (例えば、バイオ燃料製造活動にインセンティブを与える政策を通じて)、法規制環境に関連する企業のスタンス及び行動によるコミュニティとの関係改善、並びに法規制環境と企業の長期戦略の整合によるその他の利益等を含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、SASB の「バイオ燃料」基準に含まれる、企業のビジネスに関連し、重大な (significant) 財務的影響 (impact) を与える場合のあるトピックに関連する法規制環境の各側面に関連するリスク及び機会を管理するための取組み (efforts) について説明しなければならない。
- 5 法規制環境に影響を与える (influence) ための取組み (efforts) に加えて、企業は、識別した法規制環境の各側面に関連するリスク及び機会を管理するための全体的な戦略について説明しなければならない。
  - 5.1 ビジネス構造又はビジネスモデルに加えた又は予定している変更
  - 5.2 新たな技術又はサービスの開発
  - 5.3 オペレーション・プロセス、統制又は組織構造に加えた又は予定している変更